

株主の皆様へ

奈良市橋本町16番地  
株式会社 **南都銀行**  
取締役頭取 植野康夫

## 第126期定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本日開催の当行第126期定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報告事項**
1. 第126期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）事業報告の内容及び計算書類の内容報告の件
  2. 第126期（平成25年4月1日から平成26年3月31日まで）連結計算書類の内容及びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 本件は、上記の内容を報告いたしました。
- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金の処分の件  
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき3円と決定いたしました。
- 第2号議案** 定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
変更の内容は、後記のとおりであります。
- 第3号議案** 取締役7名選任の件  
本件は、西口廣宗、鳶川安雄、吉田幸作、萩原 徹、近藤 朗、西川恵造、阪井紘行の各氏が選任され就任いたしました。
- 第4号議案** 補欠監査役1名選任の件  
本件は、西田正秀氏が選任されました。

以 上

定款変更の内容

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>(新 設)</p> <p>第29条</p> <p>  }</p> <p>第30条</p>	<p>(社外取締役との責任限定契約)</p> <p><u>第29条</u> 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で規定する額とする。</p>
<p>(条文省略)</p> <p>第30条</p> <p>  }</p> <p>第31条</p>	<p>第30条</p> <p>  }</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第31条</p>
<p>(新 設)</p> <p>第31条</p> <p>  }</p> <p>第35条</p>	<p>(補欠監査役の選任の効力)</p> <p><u>第32条</u> 補欠監査役の選任の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</p>
<p>(条文省略)</p> <p>第35条</p> <p>  }</p> <p>第39条</p>	<p>第33条</p> <p>  }</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第37条</p>
<p>(新 設)</p> <p>第36条</p> <p>  }</p> <p>第39条</p>	<p>(社外監査役との責任限定契約)</p> <p><u>第38条</u> 当銀行は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令で規定する額とする。</p>
<p>(条文省略)</p> <p>第39条</p> <p>  }</p> <p>第42条</p>	<p>第39条</p> <p>  }</p> <p>(現行どおり)</p> <p>第42条</p>

おって、本總會終了後の役員体制は、次のとおりであります。

取締役会長	(代表取締役)	西 口 廣 宗
取締役頭取	(代表取締役)	植 野 康 夫
取締役副頭取	(代表取締役)	嶋 川 安 雄
専務取締役		橋 本 正 昭
専務取締役		松 岡 弘 樹
専務取締役		橋 本 隆 史
常務取締役		吉 田 幸 作
常務取締役		北 義 彦
取 締 役		萩 原 徹
取 締 役		河 井 重 順
取 締 役		半 田 隆 雄
取 締 役		柴 田 順 夫
取 締 役		近 藤 朗
取 締 役		西 川 惠 造
取 締 役	(社外取締役)	阪 井 紘 行
監 査 役	(常 勤)	羽 山 太 郎
監 査 役	(常 勤)	箕 輪 尚 起
監 査 役	(社外監査役)	野 口 滿 彦
監 査 役	(社外監査役)	丸 森 康 史

以 上